

県有施設・県有財産の利活用・保全に係る計画等の体系図（案）

平成28年3月14日時点

みえ公共施設等総合管理基本方針 (H26年度策定)

みえ県有財産利活用方針 (H24~27)

県庁舎等適正保全指針 (H25~27)

視点「適切な配置と規模」

◎第二次みえ県有財産利活用方針

(対象：公共インフラ、地方公営企業
所管財産を除く全ての県有財産)

【適切な財産管理と利活用を進める仕組みの構築】

- *各所属において自己点検の実施
- *適切な財産管理と未利用財産の把握
- *未利用財産について個別財産の利活用計画を決定

- *長期的な視点で、適切な配置と規模につながるよう自己点検及び利活用の取組を継続

【財産の具体的な活用】

- 貸付による有効活用
- 未利用財産の売却
- 適切な配置と規模を見据えた有効活用
- 広告掲出による有効活用
- 民間活力を活用した有効活用

視点「長寿命化」

個別施設計画 (個別施設ごとの長寿命化計画)

(公共施設) (インフラその他施設)



◎本庁舎及び地域総合庁舎個別施設計画 (対象：総務部所管の庁舎)

- 安全・安心の確保、長寿命化、修繕等の計画的・効果的な実施
- 長期保全計画表の作成
 - *保全対象設備等及び耐用年数の整理
 - *点検・保全周期の設定
- メンテナンスサイクルの実施
 - *現状の評価(点検・診断)
 - *対応方針の設定
 - *修繕等の実施
 - *修繕履歴の蓄積と活用

視点「安全・安心の確保」

県民・利用者等の安全・安心を確保

第二次みえ県有財産利活用方針(案)

平成28年3月

三 重 県

はじめに（策定の基本的な考え方）

厳しい財政状況の中、将来世代に負担を先送りしない、健全で持続可能な財政構造を確立するとともに、財政構造の弾力性を向上させていくことが求められています。

これまで、三重県では、県が保有する土地・建物（県有財産）を経営資源として捉え、歳入確保と歳出削減の両面から、県有財産の積極的な有効活用に取り組んできました。

また、平成 27 年 3 月には、三重県の将来人口の見通しや社会情勢の変化等をもとに、今後の公共施設等を総合的に管理していくための基本的な考え方をまとめた「みえ公共施設等総合管理基本方針」を策定しました。

このような中、これまで以上に県有財産を効率的に運用し、かつ有効に活用していくためには、「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、長期的な視点で、県有財産の適切な配置と規模につなげていく必要があり、このためには、県有財産の保有と利活用の状況が最適なものとなるように取り組んでいかなければなりません。

「第二次みえ県有財産利活用方針」は、県有財産の利活用に係るこれまでの取組を生かしつつ、今後の利用見込みをふまえた利活用という観点を取り入れ、積極的に県有財産の有効活用を進めていくため、策定するものです。

1 対象とする財産の範囲

本方針の対象とする県有財産は、道路、橋りょう、公園等いわゆる公共インフラ財産、地方公営企業の所管する財産を除くすべての県有財産とします。

2 取組期間

取組期間は、平成28年度から平成31年度までの4か年とします。

3 推進体制

本方針にもとづく取組を推進するため、総務部副部長（財政運営担当）を議長とし各部局総務課長（財産管理主管課長）等を構成員とする「公共施設等総合管理推進会議」を開催し、「第二次みえ県有財産利活用方針」の進行管理や、個別財産の利活用計画の決定、部局間の調整、公共インフラ財産所管部局・地方公営企業との情報共有などを行います。

4 県有財産の現状

平成26年度末において、県有財産のうち土地の総面積は約2,015万㎡であり、このうち未利用地は約11万㎡あります。これらについて、貸付や売却などにより有効活用を行い、県の財源を確保するとともに、財産保有にかかる経費の削減を図る必要があります。

また、現在使用している建物についても、その中に今後とも利用見込みがないと考えられるスペース等があれば、可能な範囲で積極的に有効活用をしていくことが必要です。

5 具体的な取組方針（平成28年度～平成31年度）

各所属の財産を適切に管理し、利活用を進めるため、引き続き財産の管理及び利用状況の点検（自己点検）を実施することとし、各財産の現状を的確に把握することで適切な財産管理を行います。

未利用財産の具体的な活用については、これまで売却を基本として取り組んできましたが、立地・形状・面積など条件の整った売却可能財産は減少してきていること、また、今後発生する未利用財産についても、売却が必ずしも最適な方法とは限らないことから、貸付など売却以外の手法による活用についても検討し、未利用財産の積極的な有効活用と売却を進めます。

(1) 適切な財産管理と利活用を進める仕組みの構築

（参照 図1「適切な財産管理と利活用を進める仕組み」）

ア 自己点検の実施

財産を常に適切な状態で管理するため、また、未利用財産を把握し、有効活用に取り組むことで、長期的な視点で、財産（施設）の適切な配置と規模につなげていくため、各所属は、今後の利用見込みも検討しながら、毎年度、自己点検を実施します。

実施にあたっての詳細は、別途定めます。

イ 自己点検結果を受けた取組

(ア) 財産管理

自己点検により、財産の管理状況に課題があると判断した場合は、課題の解消に向けて各所属において取り組みます。

(イ) 財産の利活用

自己点検により、未利用であると判断した財産については、その状況に応じて、部局において、利活用方法を検討します。

部局での検討の結果、適切な利活用方法がない場合は、公共施設等総合管理推進会議で全庁における利活用方法を検討した上で、個別財産の利活用計画を決定します。

ウ 県において利用見込みのない財産の利活用

県において、他用途での活用などの利用見込みがない財産については、その財産の状況に応じて、貸付又は売却を実施します。

エ 適切な配置と規模に向けた取組

毎年度、自己点検を実施し、利活用を進めていくことにより、長期的な視点で、財産（施設）の適切な配置と規模につながるよう、上記アからウまでに掲げた自己点検及び利活用の取組を継続します。

(2) 財産の具体的な活用

ア 貸付による有効活用

(ア) 施設内未利用スペース（部屋）の貸付

庁舎等の施設で、現に空室となっており、当面の間、行政用途での利用見込みのないスペース（部屋）については、貸付方法、条件等一定の整理をした上で、行政運営に支障のない範囲において貸付を行います。

(イ) 自動販売機設置場所の貸付

平成 22 年度から、県有地（土地・建物）の余裕スペースを自動販売機の設置場所として貸し付け、現在も一定の貸付収入を得ていますが、引き続き貸し付けるとともに、新たな余裕スペースを貸し付け、財産の一層の有効活用と施設利用者の利便性向上に努めます。

(ウ) 未利用財産の貸付

未利用財産のうち、立地や形状、利用見込み等から、引き続き県が保有することが適当と判断したものについては、売却せずに貸付を行います。

イ 未利用財産の売却

未利用財産のうち、今後、行政用途での利用見込みがなく、貸付等による有効活用も見込めないものについては、当該財産が所在する市町での公益的活用に配慮した上で、売却を行います。

民間等への売却にあたっては、積極的な情報提供を行うとともに、平成 24 年度から参加しているインターネットオークションも活用し、売却を進めます。

なお、入札不調により売却できなかった財産については、別の手法による利活用を改めて検討します。

※売却予定額 約 5 億円（平成 28 年度～平成 31 年度）

（参照 図 2 「未利用財産売却のフロー図」）

ウ 適切な配置と規模を見据えた有効活用

各部局は、各所属が毎年度行う自己点検を通じて、未利用財産や、建物内の一部未利用となっているスペースを把握し、利活用に取り組みます。

各部局は、長期的な視点で、所管する財産（施設）の適切な配置と規模につながるよう、今後の利用見込みや、利便性・効率性の観点で、財産の利活用を行い、未利用スペース等が生じた場合は、部局内での利活用を検討し、部局内で利用見込みがない場合は、公共施設等総合管理推進会議において、必要とする部局への所管換えなど全庁での利活用を検討し、有効活用を図ります。

これらの取組を毎年度継続することで、長期的な視点で、適切な配置と規模の実現を図ります。

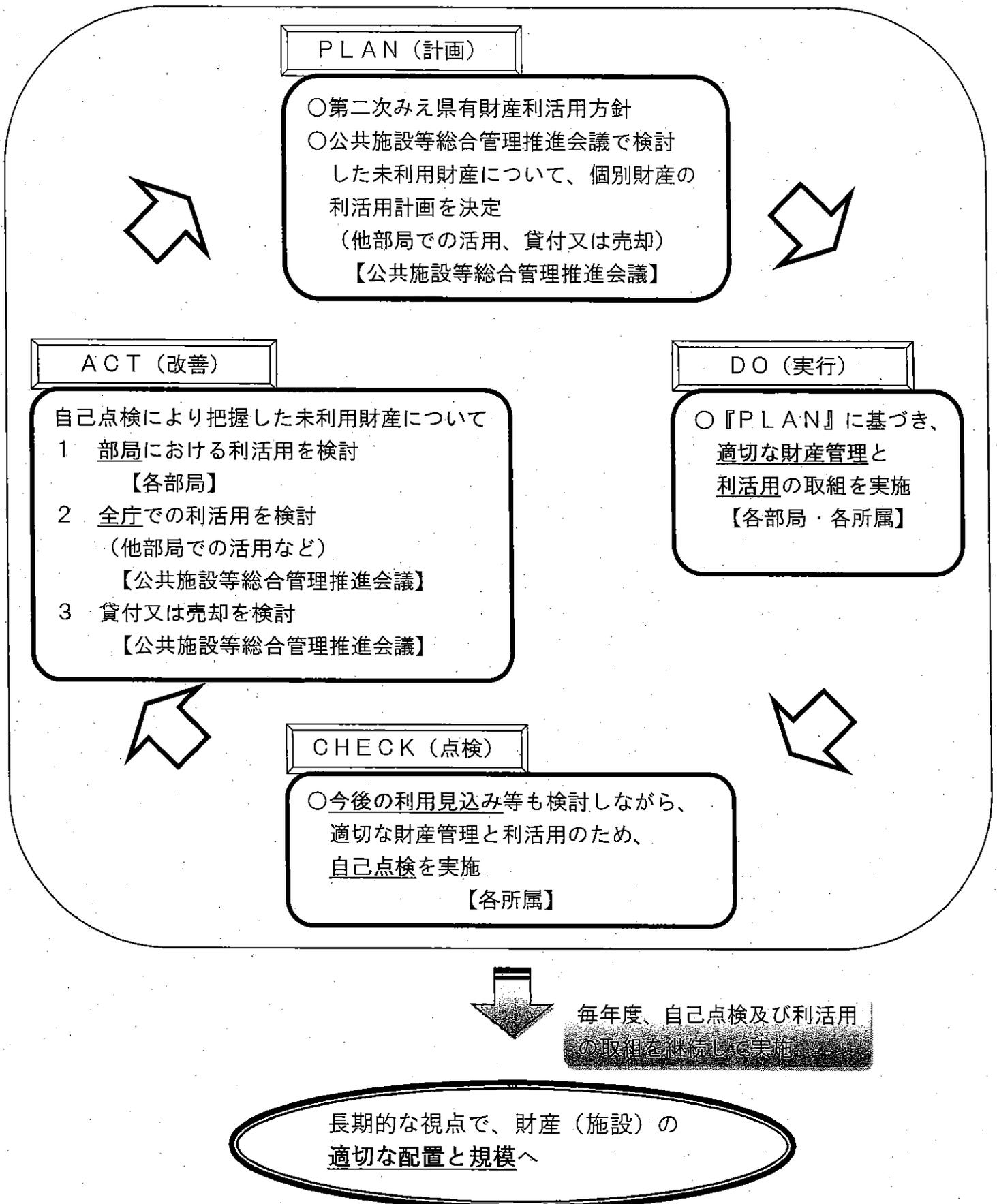
エ 広告掲出による有効活用

これまで、県有施設や公用車への有料広告の掲出に取り組んできました。今後も、費用対効果をふまえつつ、財産の広告媒体としての有効活用に取り組めます。

オ 民間活力を活用した有効活用

厳しい財政状況が続く中、簡素で効率的な行政運営を行うためには、民間の持つ豊富な知識や経験の活用が重要であることから、一定規模を有する未利用財産については、民間の情報やノウハウを活用し、民間との協働による有効活用を検討します。

○ 図1 「適切な財産管理と利活用を進める仕組み」



○ 図2 「未利用財産売却のフロー図」

